

公文書等の適切な管理、保存 及び利用に関する懇談会

第 1 1 回 議事要旨

内閣府大臣官房管理室

第 11 回 公文書等の適切な管理、保存及び利用に関する懇談会 議事次第

日時:平成 18 年 1 月 6 日(金) 13:30 ~ 15:28

場所:総理大臣官邸 3 階南会議室

- 1 . 開 会
- 2 . 平成 18 年度予算内示結果について
- 3 . 研究会の検討状況について
 - (1) 公文書等の中間段階における集中管理の仕組みに関する研究会の
検討状況について
 - (2) 電子媒体による公文書等の管理・移管・保存のあり方に関する
研究会の検討状況について
- 4 . 閉 会

尾崎座長 皆さん新年明けましておめでとうございます。今年もよろしくお願いいたします。
定刻となりましたので、ただいまより第 11 回「公文書等の適切な管理、保存及び利用に関する懇談会」を開催させていただきます。年明け早々でございますが、また大変お寒い中を御参集いただきまして誠にありがとうございます。

当初、全委員御出席ということであったのですが、この寒さのせい、インフルエンザなどで、せっかく安倍官房長官においでになっていただいたときでございますが、残念でございますけれども御欠席がお三方いらっしゃいます。

それでは、最初に安倍官房長官からごあいさつをいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

安倍内閣官房長官 昨年の内閣改造におきまして、官房長官を拝命いたしました安倍晋三でございます。

本懇談会は、官房長官の下で国家と社会の歩みを強くする貴重な歴史資料である公文書等を国民共有の財産として将来の世代に確実に伝えていく、我が国にふさわしい公文書館制度の在り方について検討するため、平成 15 年 12 月から開催をしておられるというふうに承っております。

政府といたしましては、本懇談会の提言を踏まえまして、昨年度には国立公文書館への公文書の移管基準の改正を行いまして、新たな移管基準に基づき、平成 17 年度の移管手続を進めているところであります。さらなる公文書館制度の充実強化のため、現在、公文書等の中間段階における集中管理の仕組み及び電子媒体による公文書等の管理・移管・保存の在り方という 2 つの大きな課題について、それぞれ研究会を開催し、専門的な検討をお願いいたしております。

本日は、両研究会の中間報告をいただきまして、懇談会として更に大所高所の立場から幅広い視点で自由闊達に御議論をしていただきたいと思っております。春には両研究会から最終報告をいただきまして、懇談会としての総合的な議論を深めていただいた上で、この夏にかけて報告をおとりまとめいただければと存じております。

公文書等の適切な管理、保存及び利用の体制を整備していくことは、未来の世代に向けて説明責任を果たすという国の基本的な責任であると思います。私も、その重要性を十分認識し、所管大臣として意を尽くしてまいり所存でございます。

委員の皆様には、時代の趨勢を踏まえた、国際的に遜色のない公文書館制度の整備に向けて、引き続き、格段の御助力をお願い申し上げまして、私のごあいさつとさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

(報道関係者退室)

尾崎座長 ありがとうございます。ただいま、官房長官から力強い御理解の言葉をいただきまして、大変ありがたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。官房長官は次の日程がございますので、ここで御退席になります。ありがとうございました。

(安倍内閣官房長官退室)

尾崎座長 それでは、議事に入ってまいりたいと思いますが、前回は8月4日でございます。その後、官房長官も交替いたしました。ほかにもメンバーの交替がございます。まず最初に、その御報告をいたしたいと思っております。

オブザーバーといたしまして、総務省の行政管理局情報担当の戸塚大臣官房参事官に御出席をいただいております。

それから、内閣府では官房長官がお替わりになっております。山本官房長でございます。また、官房審議官といたしまして、松田審議官が着任されております。

よろしく願いいたします。

それでは、会議に入ってまいりたいと思いますが、まず、本日の会議の進め方について御説明申し上げたいと思っております。内容は2つございます。

最初に、平成18年度の公文書館制度に関する予算内示の結果につきまして、事務局から報告していただきたいと思っております。

その次には、前回の続きとなりますが、後藤委員、山田委員のお二人から前回御報告をいただきました続きを伺いたいと思っております。お二人のお話を伺って、お二人のおののについて時間を取りまして、皆さんの意見をちょうだいしたいと思います。先ほど、官房長官も潤達な御意見をというお話でございましたが、大いに皆様から御意見をいただきたいと考えております。

そして、15時30分までに会議を終了したいと予定しております。御協力のほどをよろしく願いいたしたいと存じます。

それでは、会議の内容に入ります前に、配布資料の確認を事務局からお願いいたしたいと思っております。よろしく。

山本大臣官房管理室長 配布資料でございますが、資料1として予算内示結果。

資料2で、公文書の集中管理の仕組みが第2次報告として。

そして、資料3に電子媒体の関係の第2次報告と、3点ございますでしょうか。

以上でございます。

尾崎座長 よろしゅうございますでしょうか。お手元に資料は届いておりますでしょうか。

それでは、議題に入りたいと思っております。まず、事務局から公文書館制度に関する平成18年度予算要求結果について、御説明をお願いします。

山本大臣官房管理室長 資料1をごらんいただきたいと思っております。

ここにございますように、全体に厳しい予算の中で新規事項の芽出しができますなど、予算当局には一定の御理解を得たと考えておりますが、内閣府の本府の方の分につきまして、私から説明いたします。

「『中間書庫システム』を構築するための基本構想の検討」でございますが、この懇談会で夏までにまた一定の結論が得られましたら、それに基づきまして更に特定の具体的なシステムを、実態調査とか研究会等をやっていくための経費を で認めていただいております。

ります。

は、同じく今度は電子媒体の方につきまして、夏までの結論などをまた踏まえまして、更に長期保存の具体的な技術的な課題等々の検討を進めていくための経費でございます。

は、来年度、2回目になります。民間に散逸した公文書がどこにどう保管されているか、十分、国として把握できていないという問題がございます。この関係での経費でございます。

最後、「特定重要政策に係る文書保存の検討」。これにつきましては、この懇談会の平成16年9月の報告書を踏まえて、移管基準の見直しを行ったわけですが、その中で各省横断的に、歴史的見地から重要な、特定の事項を指定して、そうしたものに關わる文書を将来移管すべき文書として可能な限り早く選別し、保存していくという御提言があったのを踏まえたことにつきまして、移管基準でも各省に合意いただいております。

それにつきまして、内閣総理大臣が各行政機関と協議の上で、特定の重要事項等として指定した事項に関連して作成された行政文書について、保存期間満了前にあらかじめ各行政機関の長と移管について協議し、合意に達したものの移管を受けるということを取り決めておまして、そのための特定の事項を指定する際の幅広い分野の専門家の知見を受けのための会議を運営、あるいは開催する経費というものが でございます。

本府は、以上でございます。

石堂公文書館次長 引き続きまして、2の独立行政法人国立公文書館に係る運営費交付金の予算について御説明したいと思います。

国立公文書館につきましては、充実強化を図るということで、当懇談会からいろんな提言をいただきまして、それに基づきまして種々、予算要求をさせていただきました。その結果、こういう厳しい状況の中、特に独立行政法人に対しては非常に厳しい条件がございましたけれども、懇談会委員の皆さん方の御支援の下に1.3%増という結果になりました。

その新規計上の部分として3つございまして、1つは国際的公文書館活動への参加・貢献ということで、前の懇談会で御報告しましたように、菊池館長がICAの副会長に当選し、活動するというので、早速でございますが、このICAの執行委員会を日本で開催するという経費を要求させていただいた結果、1,000万円認められたということでございます。

2番目として、アジア歴史資料センターでございますけれども、平成13年11月に発足し、システムが5年経過しているということで、新しいシステムへの移行ということで、その関係経費が3,000万円認められたということでございます。

3番目としまして、これも当懇談会から公文書館の展示施設等について充実強化を図るべきというような御提言もあり、当方でも展示施設の充実を考えていたわけですが、その前に公文書館の建物自体が30年経っているということでございまして、公共施設の防災対策の観点もあり、耐震関係の調査をした結果、展示施設等の拡充を考えていこうということで、この耐震の調査費が1,500万円認められたというようなことござ

います。

この他に主なものとしては、平成 17 年度から新規に計上されておりますデジタルアーカイブ化推進経費が約二億円ございますけれども、これは 18 年度、平年度化として認められております。

以上が、公文書館の運営費交付金の予算でございます。

その次のページに、参考として 2 つほど報告事項がありますので、説明させていただきます。

1 つは、国際会議の出席報告ということで、第 7 回国際公文書館会議東アジア地域支部の総会及びセミナーが中国のウルムチで 9 月 13 日～16 日に行われました。理事会・総会におきまして、2007 年、第 8 回の総会及びセミナーを日本で開催するというようなことが決定されたわけでございます。

前は、平成 9 年に第 3 回を日本で開催し、それ以来、セミナーも総会も 1 回も開催されていないという経緯がございまして、今回、久しぶりに日本でそういう体制が整ったということで、2007 年には開催したいということでございます。これにつきましては、またいろいろ委員の先生方に御協力をいただきたいと思っておりますので、その節にはよろしく願いいたします。

2 番目でございますけれども、第 38 回国際公文書館円卓会議（C I T R A）の年次総会及び執行委員会平成 17 年 11 月 25 日～12 月 1 日に開催されました。事実上、菊池館長が、この C I T R A の責任者ということで活躍をしたということでございます。

この中で、概要の最後のところでございますけれども、次期の執行委員会を日本で開催するということが決定されております。これに伴う予算分については、先ほど御説明しました予算措置がされたということでございます。

せっかく、この機会に、世界のそうそうたる I C A のメンバーがいらっしゃいますので、この執行委員会と同時にセミナー等を企画したいと考えておりますので、その節には、また先生方の御協力をいただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上、公文書館関係の説明でございます。

尾崎座長 ありがとうございます。大変厳しい予算事情の中で、若干なりともプラスになっているというところですけども、事務方も大分御奮闘なさったことかと思っております。御苦労様でございました。

ただいまの御説明につきまして、何か御質問がございますでしょうか。

この国際公文書館会議というのが新規経費で付いているのは、2007 年にやるんですか。

菊池国立公文書館長 2007 年の分ではなくて、2006 年の、下の 2 の方に執行委員会、エグゼクティブボードというのを、約四十名ぐらい外国から来ますけれども、その会合をやりまして。この執行委員会とか年次総会、C I T R A とか何かをやると 200 人とか、場合によると 2,000 人ぐらいというような規模の大きな、これは執行委員会ですから、役員会み

たいなものです。それを今年5月にやろうと。

尾崎座長 それが、この1,000万円ですか。

菊池国立公文書館長 それで1,000万円です。このICAの世界というのは国連と同じでございます。発展途上国がみんな入って190ぐらいの国・地域で構成されております。その中の国の代表も来れば、プロフェッショナルとしての、いわゆるアーキビスト団体の代表も来るといような形で参加してます。そこで、この役員会のメンバーになっているのも、発展途上国のアフリカだとか、太平洋諸国などという貧しい地域の人々もいます。

尾崎座長 そういう国でも、公文書館はちゃんとあると。

菊池国立公文書館長 逆に言うと、そういう国でもあるんです。

それで、ICAの国際会合に行くと、非常に頼まれることがありまして、ケニアから紙の修復、記録の修復の専門家を受け入れてほしいとか、インドネシアから分離独立しました東ティモールの公文書館などの公的記録が雨ざらしになっているから、何とかそういうものを日本からの支援で何か施設をつくってくれないかとか、そういうような要請がいっぱい私のところに話に来るんです。全部が全部、いい顔できるわけではないんですけど、できるだけそういうものについて応えていく、あるいはそういう話をJICAとか何かに話をつないでいくといようなことも日本として、日本の国立公文書館としてできる貢献の一種かなと思っています。

だから、こういう機会にも関係者ができるだけ顔を出して、いろんな話を、世界の動きというのを見てくるといのは我が国にとってもいいことかなと思いますし、各国にとってもいいことかなと思います。

尾崎座長 2007年度というの、また大分、予算がかさむわけですか。

菊池国立公文書館長 2007年は、EASTICAをやるということになると、もうちょっと金がかさみます。

尾崎座長 かかるということですね。わかりました。何か御質問ございますか。

それでは、お二人の委員からの御報告をお願いすることといたします。

前回、去年の8月にお伺いいたしまして、我々としてももう一度、中間でお話の進み具合を教えていただきたいということをお願いいたしました。大変御苦勞様でございますが、後藤委員、山田委員のお二人から2回目をお伺いすることになっております。

では、最初に後藤報告委員から公文書等の中間段階における集中管理の仕組みに関する研究会におきます検討の結果、その後の進捗状況等につきまして、御報告をお願いいたします。よろしく申し上げます。

後藤委員 資料2を見ながら聞いていただければと思います。

まず、1枚めくっていただきまして「1. 検討の経緯(前回報告以降)」でございますけれども、前回報告以降、3回研究会を行っております。そのうち、初めのものは山田委員の研究会との合同研究会で、公文書館を実際に見て、その後、議論をいたしました。

それから、後の2回で、大きく分けて4つの論点について議論をいたしました。

論点1は、全体的に、いわゆる中間書庫というものについてどう考えるかという検討です。

2番目が、特に情報公開法との関係で、どこが情報公開に対応する権限と責任を持つかということですが、そこへ、この中間書庫というものを導入した場合にどうなるだろうという点について検討がございました。

論点3が、中間書庫のようなものができた場合に、そこへ公文書を送る基準をどうするのか。また、それとの関連で、公文書の廃棄についてどう考えるか。それから、廃棄するか、次世代に残すかという選別の評価をどうするか。そのような点について、論点3として議論をいたしました。

第4に、中間書庫的なものに文書が移送されてきた場合、そこが移送元の各行政機関についてどういうサービスを行うべきなのかということについて研究会として論じました。

以上、4点について論じたんですが、この懇談会に向けて報告をまとめるに当たって、言い訳なんですけれども、一番議論が拡散した時点で今日の会合に臨んでおりますので、まだ研究会としての方向性というものは固まっておりません。ですから、非常に論点が多岐にわたって、拡散し過ぎているというふうに私も思っているんですけれども、この段階ではそれの方がいいかなというような判断もございまして、本当にたたき台で今日御提出いたしますので、自由にたたいていただければと思う次第です。

続いて「2. 議論の概要」ですが、各論点の4つに入ります前に、総論的なものとして出た意見なんです、1つには従来の文書管理の考え方に加えて、保存型文書管理とでもいうべき考え方が必要なのではないか。

これはどういうことかといいますと、要するに当代、私どもの世代が行っております業務の記録のうちで後代、後の世代に残すべきものをちゃんと残せると。それで、残した上で後代の世代がそれを利用できるようにする。そういう考え方に基いて、文書管理の仕組み全体を見直すということが必要ではないかという意見であります。

ただ、このような観点を現用の文書管理にどの程度反映されるかについてはいろんなバリエーションがあり得ますし、バリエーションによりましては法改正とか、例えば国立公文書館法の改正でありますとか、いろんな法整備というものが必要になるかもしれない。そういうことになるかもしれないということを避けずに、検討は検討として行うという考え方です。

1枚めくっていただきまして、次は現用文書の管理の仕組みを組み立てに関する事です。現用の文書が保存期間を満了した場合には廃棄されるわけですが、その廃棄の決定に際して集中管理システムを担う制度主体が前方に展開して、そこに関与できないと、実効的な仕組みがつかれないのではないかという考え方が提案されております。

それから、電子媒体の文書との関連ですが、これについては当然、影響が大きいですから、議論の中で配慮しなければならない。しかし、一応、この中間管理の仕組みについては、私どもの研究会では紙文書ということを中心として念頭に置いて議論を進めようではな

いかと。山田委員の研究会との交流が必要であれば、またお願いしようということであり
ます。

その次に、下に5という数字が入っているページを開いてください。各論点別の、まず
論点1です。

その中で としまして、移送の範囲というのは各行政機関で用いております現用文書を
中間的に中間書庫のようなものに移送する場合に、その範囲をどうするか。全文書を対象
にするのか。それとも何らかの基準で移送基準を設けまして、それによって、その基準に
合致するもののみを中間的に、集中的に管理するのか。こういうことについて議論がござ
いました。

これは、限定説が一方にある。他方原則すべてという考え方もある。その場合には当然、
大変な移送上の問題が種々生じるわけでありますので、物理的中間書庫方式というもの、
物理的にある場所を設けて、実際にそこに文書を送り込むというふうにするのは可能か。
それとも機能的、権限的といいますが、各行政機関内に物理的な場所を設けてもらって、
その物理的場所の言わばマネジメントの権限を何か新しい制度主体にゆだねるという
ふうな考え方。いろいろな方式があるのではないかということで、まだ、今のところ、ど
れを取るというふうには決めてございません。

6ページを見ていただきますと、これは今のことと関連があるんですが「 移送の任意
性」、各行政機関から中間書庫的なものへ移送するに当たって、それを義務付けるか、それ
とも各行政機関の任意に任せるかということで議論がございまして、中核的な文書あるい
は廃止された組織の文書については義務的に、それ以外は任意でというふうなことも考え
られる。この任意性の範囲につきましても、いろいろと議論が行われているところでござ
います。

7ページは、中間書庫的なもの、物理的なものであれ、権限的なものであれ、それがで
きたとして、そこで様々な運用業務が展開される。レファレンスなども含むわけですが、
そうした運用業務に当たる人材をどう考えるか。行政経験者の活用ということも認識され
ています。ただ、原則的にはアーキビストがプロフェッショナルとして指導的な役割を担
うべきではないか。最も、現実の日本社会にはアーキビストと呼べる人が實際上、まだほ
とんどいないわけですから。そうなりますと、専門職制度の導入についても考えなければいけ
ない。

次に8ページは「 制度の主体」です。内閣府が国立公文書館。これについて両論意見
が出ておりまして、それぞれのメリット、デメリットについて検討をしているところです。
いずれにしても、今のところプロフェッショナルとしてのアーキビストを一番擁している
のは国立公文書館でございますので、国立公文書館の十分な関与というものが保証される
必要があるのではないかとということです。

9ページが、電子化の話。これについては、冒頭に申し上げましたように山田委員の研
究会の方にお任せするわけでございますが、電子文書についても中間段階での集中管理と

ということが必要なんだろうけれども、それは電子媒体の特徴を踏まえてどういうことになるのか。私どもは、紙媒体の方の集中管理の仕組みについて検討を加えて、山田委員の研究会の方にその考えを伝えるというふうにしたいということでございます。

10 ページが、中間書庫の制度主体の問題とも絡むんですが、個人情報保護法制との関係。行政機関個人情報保護法と、独立行政法人等の個人情報保護法が既にあるわけでありまして、この法のコンプライアンスの問題と、中間書庫のマネージメントとがどう関連してくるのか。これは、実は意外と、実際上はかなり重要な、クリティカルな論点になるのではないかというような意見をいただいています。

その次の 11 ページが「集中管理の場所」ですが、権限・機能の検討から入って、初めに場所ありきとはしないで議論しようというふうにしております。しかし、物理的中間書庫というのは現在の文書管理の仕組みをかなり大きく変えるうえでインパクトを持つのではないかという意見が出ております。

以上が、論点 1 に関する議論です。12 ページからは論点 2 です。情報公開法の対応についていろいろ議論を行ったんですが、これは基本的には、中間書庫に来ているものであっても、情報公開の開示請求が来た場合には行政機関の原課・原局で対応するというのが適切ではないか。この点については大体固まってきております。

それから、14 ページですが、中間書庫を設けまして、文書をそこできちんと管理いたしますと、文書の所在が明確化いたしますので、情報公開にとってもメリットはあるという御意見が出ております。

次に、15 ページです。「論点 3 移送範囲・評価選別・廃棄の方法・時期等」でございます。長期間、随分論じてきたんですが、これがまだ一番まとまっていないところでございまして、今日もこの点で御意見をいただければと思います。

まず、1 つは移送対象機関です。全行政機関という、あるいは出先機関も含めてという考えもあるのですが、現実的には、出発点としては本省庁を対象機関とするところから入るのが適当ではないかという考えが強く出されております。

それから、先ほども総論的に触れましたが、16 ページでは移送範囲を取り上げています。物理的な中間書庫方式と権限的な中間書庫方式との関連で幾つかの組み合わせが考えられます。沖縄県とか、神奈川県という国内の例と、アメリカ、カナダやオーストラリアの例。それぞれ一長一短といたしますか、どれがいいか。正直、まだ決め手がないという感じでございます。

これも移送基準に関係することですが、17 ページは移送の時期をいつからにするか。例えば、文書作成から一定年限経過した後は、とにかく移すというふうにするのか。移送元省庁の判断をどのように組み入れるのか。そういうふうなことが、まだ懸案として残っています。

それから、18 ページが難題なんです。評価選別というのは、ある意味では廃棄と裏返しになるわけでありまして、後代の世代まで残すべき文書をいつの段階で、だれが評価し

て、選別して、残すべきものはこれだと決めるのかということです。それと、この中間書庫は、さらび国立公文書館へ移すというふうなライフサイクルの流れとどういう関係をつけるか。こここのところを、私どもとしてはもう少し詰めないと、とまっているところで、今日も御意見を伺えればと思います。

そして、今のことと関係いたしますが、19 ページが廃棄ということについてです。集中管理の制度主体の関与ができるようにした方がいいということですが、一面、省庁側の都合もあるわけです。また、省庁の廃棄に関して勧告権とか、関与権とかそういう形で文書管理の専門家が関与する形もあり得る。いわゆる管轄権を省庁に残しても色々工夫の余地があるのではないかという議論であります。

それから、20 ページでございます。論点4です。移送元の省庁に対して十分なサービスができないと、省庁にとってメリットがなくて面倒くさくなるだけのことから、中々受け入れられない。中間書庫的なものを設けることによって、そこで行われるサービスが各省庁に役立つようにする。つまり、クライアント、顧客としての移送元省庁という考え方がいるのではないかということであります。

しかし、中間書庫ができますと、21 ページの迅速性でありますとか、特に 22 ページの安全性ということにつきましては、安心して散逸しないで文書が残っていくという仕組みになる。そうしたメリットもあるわけです。

以上、本当に拡散した生の論点を、ほうり出す形で恐縮なんですけれども、このようなことになっております。方向性については、今日の御意見をいただいた上で、鋭意、今年の春までに詰めたいと思っております。

ともかく、私どもの研究会に与えられた使命というのは、現代の、当代の公文書が散逸しないで、重要なものはきちんと後の世代に残される仕組みをどうつくるか、それを考えることだろうと思っております。現在のところ、その仕組みが十分でないので、何らかの集中管理の方式が必要だということで宿題をいただいたんだと思っておりますので、その宿題に答える答えを何とか見つけたいと思っている次第です。

ちょっと長くなって恐縮ですが、以上でございます。

尾崎座長 ありがとうございます。

先ほど、官房長官から、この懇談会の報告の提出時期の目途について言及がございましたので、大体、5月ぐらいを目途にやっていこうということのようでございますので、そういうことであると、この懇談会としても研究会の最終報告をまずいただかなくてはいけないわけですから、その研究会の検討に少しでもお役に立つように、いろいろお気づきの点を活発に述べていただきたいと思います。

後藤委員から、まだ話が拡散されたままだというお話で、確かに中間の段階ですから、そのとおりだと思いますが、やはり伺っていると、項目によって少しニュアンスが違ってくるようです。1つだけしか意見がないというような、恐らく、これは意見が一致しているということなんでしょうし、真っ二つというところもありますし、いろいろたくさん、3つ

か4つ意見が出ているというところもあると思いますが、どうでしょう、後藤委員としては、特にこの論点のどこを、先ほど論点3のところ、特にここがおっしゃったんですが、特に懇談会の意見、この点について聞いておきたいということがありましたら、それをまず最初にお示しいただきますと、皆さんが御意見を述べるに当たって参考になるのではないかと思うんですが、やはり論点3ですか。

後藤委員 論点3と、もう一つは、ここで言っている物理的なものと権限的なものということ。その辺りについて。

尾崎座長 そのこのところを、もうちょっと焦点を定めると、いろんなものが割り切れるということでしょうか。

それでは、そういうことでひとつ、御忌憚のない意見をお出しいただきたいと思います。

三宅委員 物理的なものと権限的なものというのがありますが、各省庁の書庫等を活用した権限的中間書庫方式ということになると、スタッフがそれぞれの省庁ごとにそれなりの方々が必要ではないかと思うんですが、その辺は、先ほど幾つかの組み合わせということもお考えになっているというお話がありましたが、物理的な中間書庫だとすると、独立したところに1か所に集めるようなイメージがあるんですけども、意見としては、今のスタッフの問題を踏まえると費用対効果のこともあると思いますけれども、どういうふうな審議状況なんでしょうか。

後藤委員 権限的な方式というのは、簡単に言えば各行政機関、府省ごとに集中管理の物理的な場所を設けてもらうが、全省庁を網羅するものはつくらないという考え方なんです。

ただし、それを提唱された方は、そういう方式もあるけれども、その場合には内閣府なり国立公文書館の人が全体の仕組みはコントロールするんだと。つまり、内閣府の分室としての中間書庫的なものが各省庁の中にできるんだということもあり得るのではないかな。そういう議論になっているんです。ただ、それもまた今のところ一つの意見というところなんです。

全省庁に共通した仕事の仕組みが目に見えてこないし、内閣府分室を各省庁の中に設けるというのが現実的かどうかというのも、まだ。

菊池国立公文書館長 ちょっと先走っている話になるんですが、権限的な集中管理というのは、確かに施設だとか何かという面でいうと、かなり想定し得るものだと思うんですが、実際によくよく考えていかなければいけないのは、今の中間書庫に入っている文書というのは現用文書か非現用かということ、現用文書になる。

現用文書の管理というものについては、今、各省の大臣による文書管理規則で各省ごとに管理されているという形になりますね。その部分について中間書庫の中にやったらという形ですから、まちまちにならないような形にするためには、やはり片方で文書管理法みたいな形のきちとした法的枠組みがあって、その中で各省庁で分散的な形で中間書庫を管理していくという形にしておかないと、そのルールがきちとしていないと、今、あ

る書庫と各省の書庫を、これを中間書庫ですと看板をかけ替えただけで、管理・運営の実態が全く変わらないんだと何のための中間書庫かという話になりかねないので、その部分についてはまさに権限的といいますか、文書管理のルールをきちっとするということが絶対に必要だという感じがいたします。

尾崎座長 ほかに、今の問題で、山田委員いかがですか。

山田委員 実は、後で出てくるんですが、電子文書についても、それぞれの省庁ごとにサーバーを設けて、そこで管理をしておくというやり方というのは考えられるんですが、それをやったときに、原課の方で管理しているのか、内閣府なり国立公文書館なりで管理しているのか、そのところがごちゃごちゃになってきて、例えばどちらが管理費用を負担するのかがわからぬことになりそうだというので、それはやりにくいかなというようなことを考えたんですが、紙の媒体でやってもきっと同じ問題は多分生じるんだと思うんです。

例えば、中間書庫を各省庁に置いたときに、中間書庫と各省庁独自の集中管理書庫の関係は一体どうするのかとか、それから、中間書庫の予算はどちらがどういう形で負担するのかというようなことを全部整理しなければいけないという、かなりややこしくなる可能性はあるのではないかと。そんな印象を受けました。

尾崎座長 宇賀先生、いかがですか。

宇賀委員 この権限的中間書庫方式でどういうものをイメージされているか、いま一つ明確に理解していないのかもしれないんですが、要するに単なる集中管理と分散管理という考え方もあるわけです。とにかく、1つの箇所で集中して管理するだけの施設をつくるとなると非常に難しいので、本来、集中管理する中間書庫に当たるものをそれぞれの省に置いてもらうが、ただ単に、それぞれの省のスペースを借りているだけであって、実態は統一的なルールの下で集中的に管理される仕組みも考えられます。

このように単に、施設が分散しているというシステムを考えるのか、それとも、単にそれぞれの省の中に置かれているだけでなく、その管理についてもそれぞれの省が関与する仕組みにするのかというので、同じ分散管理といっても全然意味が違ってくると思うんです。ですから、そのところをどういうふうに考えるのかというのがまず基本にあるのかなというふうに感じました。

尾崎座長 後藤委員、5ページですけれども、今の分散型と集中型というのが、これを読みますと、ここに書いてあることは、要するに公文書の移送範囲の広さと関連しているという意味ですね。そうすると、このところは研究会の意見はどのようなバランスなんでしょうか。

できるだけ広く、文書を移送すべきだということ。そうすると、いろいろ予算面や何かを考えると、建物を持つのは無理かなという話になってきて、恐らく権限的なことで考えるということになるんだと思うんですけれども、この範囲の限定というのは並立して2つの意見があるわけですが、どちらの方がマジョリティーに近いんですか。完全に拮抗して

いる御意見でしょうか。

後藤委員 何らかの基準で範囲を限定しなければならないだろうというところが、今ではおおむね多数の御意見だと思います。

ただし、全部を移送対象にしない場合でも、なるべく多く、重要なものは移送した方がよろしいわけですから、それでも物理的に集中するのは無理かなと。無理だとすれば、こういう方式で、実は、今、宇賀先生がおっしゃったような施設分散、管理集中みたいな方式で集中方式を生かすことはできるのではないかと。そういう意見もあります。そのところはまだ、ここは本当にバランスがまだ決まっていないと思います。

尾崎座長 確かに、中間書庫みたいなものを1つ新しくつくりますと、大変お金がかかると思うんですが、それをやらないで、ばらばらに保管するというをやった場合にも、政府としてみれば相当のオポチュニティー・コストになるのではないかという気もしないではないですね。公文書館からごらんになって、どんな感じですか。

菊池国立公文書館長 移送範囲というのは、どの範囲のとか、例えば中央省庁だけかどうかという対象機関の範囲もありますね。例えば、実際問題としては、すべてのととっても、これはまさに名前が書いてあるだけで、実際問題としては1年文書など大量に出るような行政運営文書みたいなものというのは、ここは余り考えていないわけです。

ですから、やはりある程度、5年保存なり、10年保存なりという、1つは保存年限でもって対象になるようなものを、まさに中間書庫にどうすくい上げていくかというようなことだろうと思いますから、必ずしもそう膨大なものになるとは思いませんけれども、ただ、地方支分部局のものまで全部集めて東京でということになると、これは物理的にも輸送コストだとか何かで大変なので、やはり本省を中心にとすることに。

尾崎座長 どこかに、本省を中心にと書いてありましたね。ちょっと、今、私、見つかりませんが。

中間書庫ですから、恐らく、重要な文書は本省でカバーできるということではないですか。すると、その程度の中での全部というものと、一部というものと縛りの問題ですね。そうなってくると、かなり範囲は接近してきますね。

菊池国立公文書館長 保存年限の方で切るとい部分と、今でも神奈川方式でも保存年限で切っていますね。保存年限で切るもの、それから対象機関でもって限定するという形になると、相当程度、限定はされるだろうと。

ただ、それが実際にどの程度の、何立方メートルになるのかというのが。

尾崎座長 それが、どこかに書いてあったような気がするけれども、中間書庫というのはそんなに遠くにつくっては、それは全国のを集めたら大変だという話と同じで、幾ら本省だけにしても、そんなに遠くにつくってしまうと、それこそ各省庁に対するサービスが難しくなってしまうですね。

後藤委員 普段はほとんど使わなくても、国会答弁のときとか何か法案をつくるときには必要で、手元にないとなると困る。そんな声もよく聞きます。

菊池国立公文書館長 情報公開開示請求があったときというのは、行政文書ですから、開示請求があり得ると。どうぞ、管理局の方から。

戸塚総務省大臣官房参事官 ちょっと御参考までにとということで。私ども、各省庁にどの程度の文書があるのかというのは把握しておりませんが、いわゆる決裁文書のたぐいはかなりの数に上ると思います。

よく許認可は1万件と申しますけれども、例えば、いろんな許認可関係の資料などは恐らくかなりの件数があって、許認可の決裁書類というのはかなり長い保存期間になっている可能性があるものと思います。本省に限って、5年とか10年とかというところで区切って、それ以上のものとした場合にでも、かなりの量のものがあるかどうかということは考えられます。

もう一点は、平成13年に大くくりの今の省の編成になりまして、それで、私どもも旧総務庁でございますが、今のところに移ってまいりましたけれども、実はかなりスペースがきちきちでございます、これは省によって事情がいろいろさまざまかと思えますけれども、この辺のところも省によってこういったいわゆる分散型のものが可能かどうか、事情はさまざまかなというようなことも考えられます。

尾崎座長 嫌なことを伺うんですけども、8ページの「制度の主体については、政府（例：内閣府）または国立公文書館が考えられる」となっているんですけども、これは積極的権限争いをしますか、消極的権限争いをしますか。ノーサンキューと言うのか、是非、我が方と言うのか。

菊池国立公文書館長 これは、内閣府の方がどうお考えになるかにもよると思うんですが、公文書館の方の立場から言うと、私どもはその方でもって引き受けられれば引き受けてもいいです。

ただ、一方今の公文書館法で言う歴史公文書の定義は括弧して「現用のものを除く」と書いてあります。これが現用文書についての中間書庫という形ですから、今の現行法制を前提にすると、公文書館はどうしてもこういう中間書庫の部分に関与できないという形になる。ただ、先ほど後藤委員からもお話がありましたように、エキスパティーズとして持っているのはどちらかという、それは公文書館の方が人とか組織の方ですから、その部分は法改正なり、その部分をどうするかということなのです。

ただ、公文書館にいきなり来ることについて、とにかく各省庁の現用文書ですから、各省庁が独法たる公文書館に渡すことについてはちゅうちょすると。内閣府ならまだということを行うのか、その辺のところは各省との関係もありますから、公文書館と内閣府だけで話がついたからそれでいいという話でも必ずしもないんだろうという感じはあるかと思えます。

ただ、筋から言うと、あるいは諸外国の例などを見ても、これは公文書館が歴史公文書の一環のものとして扱っていくというのが多分多いのではないかと、私はそう思っています。

尾崎座長 内閣府が、アーキビストみたいな専門職、一生、そのために働こうという決意の人たちを抱えられますか。

山本内閣府大臣官房長 今、座長御指摘のところは、端的にお役所的な問題が出てくるところですけども、結局、中間書庫というものを、趣旨目的と基本的な仕組みをどう考えるのか。

例えば、現在の非現用の公文書は、歴史的な文書は公文書館というところできっちりと将来のため保存していきますと。それがなかなか趣旨目的が達成されないので、中間書庫的なものを機能的に、あるいは物理的に、まさに中間的なものを設けて、最終目的が果たされるためにそういったものを考えていくんだということだろうと思いますが、そうすると、そこは今の現用文書と非現用、歴史的な文書の二元的なものの建前はそのまま保ちながら、そこを調整していくような一種過渡的なものを考察するのか。あるいは三元論的に考えて、途中、中のものも中間書庫という各省庁がストレートに管理するのでもない、今、座長がおっしゃったように、例えば別途のところ、内閣府などがそういう人材を養成して、第三者的な、中間的なものを管理していくという発想まで大きく考えるのか、そこら辺りは非常に、今、後藤委員からの御報告もお伺いして、どう考えるのか。

そこら辺りが、対象文書をどのように考えていくのかということとも関係するし、もっと素人的に言うと、そんな中間書庫的なものができるんだったら、保存年限を根本的に考えた方がいいのではないのか。一般国民的から考えると、そういう疑問にもなるのかと。だから、やはり二元的に考えてみて、何か応用動作とかということかなという気もちょっといたしましたが、感想です。

尾崎座長 確かに中間書庫の場合、各省庁との関係を考えて、やはり内閣府が調整しないと無理かもしれません。

菊池国立公文書館長 現用文書という性格に着目すれば。

尾崎座長 法律を変えて、それで各省庁の頭も切り替えてもらってということが1つ入るわけですね。

山本内閣府大臣官房長 必要性がまだよく理解されていない面ではないかと。この公文書館への移管自体がまだ円滑に進んでいないという前提から考えると、各省庁が率直に理解していない感じからしますと、中間書庫などとどうしてそんなものがすぐ次に来るのかというような感じもあるかもしれません。

尾崎座長 中間書庫の場合は、まだ各省庁が発言権を残しているから、何となく納得させやすいという感じもあるような気もします。まさに権限的云々ということですが。

何か、ほかの問題でお気づきの点はございますか。

三宅委員 先ほどの戸塚さんの話だとすると、しかし、1か所に中間的なものであれ、文書を集めるとしても、かなり大変というか、量的にはかなり多くなるという意向なんでしょうか。

戸塚総務省大臣官房参事官 補足させていただきますと、この中間書庫の対象の範囲だ

とか、運用について、今、いろいろさまざまなお考えがあるということですが、実態を踏まえた上でどういうふうにするかという、何か一つ、ある程度のお考えがあって、それを実際に各省に当てはめたときに対応可能かどうかです。

今のお話もそうかと思いますが、集中型にした場合、遠隔地になった場合に、後ろの方で実際の現用文書でもありますので、各省の実際の日々の業務のニーズに応じて、場合によれば、国会などでございますと、夜のうちにでも、あの資料を是非手元に、今、見たいということがあり得るかもしれませんし、いろいろ各省庁のニーズもあろうかと思しますので、この辺、実態に即して、また、運用もある程度のイメージを持っていただいた上で各省の実際の御意見を聞いていただくのがよろしいかなという気もいたします。

尾崎座長 私、さっき許認可と聞いてちょっとぎょっとしたんですけれども、許認可の決裁文書はいろんな附属文書が付いていて厚いでしょう。だから、確かにかさばりそうですね。でも、最初のうちは、そんなに一遍にどっと来るわけでもないでしょうから、数年やっているとしたん慣れてきてというのは余りに楽観的でしょうか。

戸塚総務省大臣官房参事官 どの範囲のものをお考えになるかということと、今、申し上げたように、現用文書としての日々の業務との関連で、いろいろ後ろの方の配慮、例えばいろいろを考えていらっしゃるようなんですけれども、それがどの程度担保できるのかといったことも一つポイントかなと思います。

尾崎座長 国会対策委員会か何かで話をしてもらって、中間書庫に入っているものは質問が出てきたときに中間書庫に入っていますと言えば、1日とか何とか少し待ってもらえとか、そういう慣例でもつくれば安心するんでしょうけれども。

戸塚総務省大臣官房参事官 私の個人的な経験でも、かなり古い文書について国会で突然、夜、質問されて、それこそ書庫の中を探し回ったりというような経験もしたことがございますが、各省は万一ということも考えますので、この辺の運用をどうしていくのかというのは一つ課題だと思います。

三宅委員 近距離というのが21ページにあります。近距離というのはどの辺までを近距離というんでしょうか。

例えば、竹橋の公文書館の本館のようなエリアと霞が関の間なのか、つくばの分館の方のようなものも近距離とお考えになっているのか。その辺はどういうふうに、ここでは近距離という言葉が使われているんですか。それと規模にも関わってくると思うんです。

後藤委員 つくばは近距離に入っていないんです。ただ、これは今、国のいろんな国有財産とか施設の検討が進んでいると思いますから、そんな遠くないところにはあるのかもしれないです。

尾崎座長 ざっと見ると、あるのかもしれませんが。何か用途廃止になるとか、民間に払い下げたらどうかとかいろいろ言っていますから、全くないわけではないような気もします。どうぞ。

山田委員 行政利用の利便の問題なんですけれども、これも電子文書の方でも同じ問題

はあるわけですが、行政利用のための写しを取っておくという選択肢は多分あり得るので、そうだとすると、相当遠くに原本は保存しておくということも可能なのではないかと。

特に、電子文書の場合は、2つ3つに分けるのは何とでもなるものですから、そういうことも考えられるかなと思っていたんですけども、紙だってコピーというのは簡単に取れるわけですから、必要がありそうなものはコピーを取っておいていただければよろしいということにすれば、さほど日常的な利便ということを考える必要があるのかどうかということになります。

三宅委員 今後の文書は、電子データが随分多いでしょうから、多分、それはそういう方向でいくと思うんですが、先ほどおっしゃった許認可の文書等で分厚いものを果たして全部コピーを取り切れるかというのと、そこまでの労力、人と手間をかけてやり切れるかというのが、古い文書については特に疑問はあります。

山田委員 それも、どの程度までという話になるんだろうと思います。

尾崎座長 何をやっても、問題が全然ないということはないですね。どこで折り合うかという話だと思います。

行政情報公開ですか、個人情報の関係ですね。何かお気づきの点、ございませんでしょうか。

アーキビストが中間書庫に入っている情報を、特に個人情報があったり何かする場合に読めるのかというのは大丈夫なんですか。それも議論になっているわけですか。

後藤委員 議論になっています。

尾崎座長 これは、なかなか厄介なものです。

後藤委員 ここは割と厄介で、詰めなくてはいけないところです。

尾崎座長 公文書館にある文書を、公文書館に文書を提供した元の官庁の方に情報公開の請求をされた場合には、どういうふうに扱っているんですか。

菊池国立公文書館長 もう保存期限が満了して、公文書館に移管してしまいますと、情報公開法の適用対象外文書になっていますから、公文書館の方の利用規則で対応するという形になります。

尾崎座長 そうすると、各省庁は。

菊池国立公文書館長 私のところにはありませんからということで、公文書館の方に移管した文書ですということ。

尾崎座長 門前払いでいいんですね。

中間書庫はそうではなくて、各省庁が処理しなさいというのが皆さんの御意見ですね。

三宅委員 これは、12 ページの意見だと、一応それはその意見である程度まとまっているということによろしいんですね。

後藤委員 情報公開の方は、割と割り切れていると思うんですが、個人情報保護の方なんです。目的外利用とか、こういうことがなかなかまだ詰まっていないんです。

移送が目的外利用だと言われてしまうと、これは動きが取れなくなるかもしれません。

尾崎座長 少し、話が中途半端になっていますけれども、山田委員から電子媒体による公文書等の管理・移管・保存の在り方に関する研究会の検討結果を、その後の様子をお伺いいたしまして、また後藤委員の関係も何かありましたら、後ほどお伺いするというところにいたしたいと思います。

では、山田委員お願いいたします。

山田委員 後藤先生のお話とかぶる部分も大分あるわけでございますけれども、どちらかというデジタル文書に特化した問題を中心に話をさせていただくことにいたします。

1枚繰っていただきまして「1. 検討の経緯(前回報告以降)」でございますけれども、9月7日に、先ほど後藤先生の方からお話がありましたように、中間書庫の方との合同の研究会をいたしまして、その後、10月24日と12月5日の2回にわたりまして研究会を開きまして、さまざまな論点について検討いたしました。検討いたしました論点については、後ほどそれぞれお話をいたしますので、省略をさせていただきます。

それから、時間的にはさかのぼりますけれども、去年の10月26日から29日までの4日間にわたりまして、オーストラリアに行ってまいりまして、デジタル文書管理の問題について視察をしてまいりました。これは前回のこの懇談会の場でも、オーストラリアでも見て勉強してまいれという御下命がございましたので、私と研究会の委員でデジタルアーカイブの専門家である筑波大学の杉本先生、山本室長と公文書館の中島さんと4人で行ってまいりまして、連邦政府情報管理局と国立公文書館においてヒアリング、見学等々をやってまいりました。

内容につきましては、この資料の後ろ、22ページ以下に結果の概要が付いておりますので、ごらんいただければよろしいかと思えますし、これからのお話の中でも少し触れさせていただくこともあるかもしれません。詳しいことにつきましては、中島さんがつくった膨大な報告書もございますので、御興味のある方はそれをごらんいただければよろしいということになります。私がしゃべってもますますわからなくなりますので、御紹介は省略させていただくことにいたします。

議論の内容でございますけれども、こちらは中間書庫の話と比べましてもますます議論が拡散をする、集約が難しい部門でございますので、なかなか集約は進みません。この資料をごらんいただきますとわかりますように、こういう意見が出ましたということがばらばらと並んでいるという状況であります。

ただ、いろんな意見が出ましたということを申し上げても芸がございませんので、それなりの方向づけをしながらお話しさせていただきますけれども、正式の集約はやっておりませんので、私のしゃべる中である程度の方向づけがあるとすれば、それは私の個人的なバイアスがかかっているというのは御了承いただきたいと思えます。

3ページ目までに参りまして、最初に議論の基本的なスタンスの問題でございますけれども、要するに電子文書というのがどんどん増えてくる。そういう中で、そもそも文書管

理のシステムの設計段階、それぞれの文書の作成段階、それから、管理・移管・保存と、全部の段階についてずっとライフサイクル管理をしていかなければどうしようもないというのが基本認識でございます。

それから、これだけ電子文書がどんどん出てくるということになると、これをいちいち紙媒体に直して保存するという方法はもはや取れなくなるから、電子文書は電子文書のままで保存することは考えなければいけないだろう。これも基本認識です。

そういうデジタル文書を、デジタル文書として残しておくためにはどうすればよいかということなのですが、次の4ページ目に参りまして、2つ目のボツ辺りからになります。要するに、保存期間が来てから選別をして、そして移管をし、保存をするという方法では、恐らく追いつかないだろう。そこで、電子文書の保存期間が満了前の段階できちんと評価選別をし、そして、できるだけ早い段階で、従来の紙媒体と同じような意味での移管をするのか、それとも別の形の移管を考えるのかという議論はありますけれども、何らかの形で集めて集中管理をする必要性は否定できないだろうというのが基本的なスタンスであります。

5ページ目を見ていただくとわかりますように、これは実は紙媒体も同じことではありますが、当然、情報公開法・個人情報保護法との整合性というのは考えなければいけない。

それから、これも後で申し上げますけれども、ウェブ上の文書の収集をどういうふうにか考えるかという特別の問題がございますが、これについては国立国会図書館との何らかの調整が必要になるということになります。

以下、それぞれの各論的な問題になりますが、これも細かいことをいちいち申し上げますと切りがございませんので、はしょって申し上げます。

まず、6ページから第1の論点といたしまして、電子公文書の特性を踏まえて、何らか長期保存の措置を考えなければいけないけれども、それをどうするかということです。

まず、第1点として「セキュリティ確保等の必要性」。要するに、これはなくならないように、消えてしまわないように大事に取っておかなければならない。では、具体的にどうするかというのが以下の話になります。

次の7ページに行きますと「媒体変換の必要性」。これは、紙の文書の場合は、この紙をそのまま、ずっと取っておけば紙がなくなる限りは大丈夫なわけですがけれども、デジタル文書の場合には、例えばCD-ROMに入っている文書を、ただCD-ROMだけそのまま取っておけば文書が保存できるかということ、そうはいかないわけでございます、CD-ROMなどというのはすぐなくなってしまって、今度はDVDになるかもしれない、その次は何になるかもしれないということになりますので、もしCD-ROMを取っておくとすると、それを読める機械まで全部取っておかなければいけないということになります。それは、必ずしも現実的ではないということになりますから、それをどんどん媒体を変えて保存をしていく必要があるということになります。

そういう形で、媒体を変えていくということになりますと、その過程で実はいろいろな

ものが失われていく可能性がございます。次の8ページ目でメタデータと書いてありますが、要するに記録の見出しのようなものでしょうか。いつ、だれが、どういうふうにつくったかなどというような記録ですが、そういうものがわけがわからなくなってしまう可能性があるので、そのメタデータというのを標準化いたしまして、これをきちんと付けておく必要があるということになります。

更に、次の9ページに行きますと、フォーマットの標準化。これはソフトの問題でありますけれども、ソフトがころころ変わりますので、同じ一つの媒体に記録しておいても、それが読めなくなってしまう可能性というのは大いにあるわけで、そういうフォーマットについても何か長期的に保存可能なような形の特別のフォーマットに変換をして、それで保存しておく必要があるということになります。XMLだとか何か、私自身は素人によくわかりませんが、そういうフォーマットがいろいろ出ているようであります、そういう長期保存にふさわしいフォーマットに変換をして保存しておく必要があるということになります。

要するに、最初にメタデータなどをきちんと整理しておいて、そして、それを長期保存可能なようなフォーマットに変換して、何らかの媒体に保存し、その媒体を時代に沿ってどんどん変えていけるようにするという必要性が出てくるということになります。

次に、そもそもどういう文書を保存するのかということですが、10ページから対象の問題がございます。

電子文書にもいろんなものがあるわけですが、その中から一体どういう文書を歴史的に重要なものとして選別し、保存するかという問題であります、これは基本的に言えば、紙と別に変わった問題ではないだろう。たまたま紙が電子文書になったというだけだと考えればいいわけで、大事なものはやはり紙だろうが、デジタルだろうが、大事なんだから取っておかなければならないということに変わりはないだろうということになります。

厄介なのは、次の問題でございまして、ある電子文書を保存しようとした場合に、一体、その文書のどれだけの内容を保存しておくかという問題がございます。紙の文書の場合は、保存するとすればそれを保存しておけばそれで済むわけありますけれども、電子文書の場合には、実はいろんな種類がございます。例えば、1つの文書の中にリンクが張られて、ほかの文書とつながっているなどというものもあるでしょうし、1つの文書の中に動画の画面が入っているものがあったりとか、実はいろんなものがあり得るわけでございます。

更に言うと、通常文書を保存するという場合についても、その文書の、例えば内容だけがわかればいいという形で保存をするのか、それとも、その文書の体裁などまでちゃんとわかるような形で保存をしなければいけないのかという問題があるわけでございまして、それによって、例えば先ほど申し上げた長期保存に関するフォーマットに変換をする場合でも、手間暇あるいは費用等が全然変わってくるということになります。そういう意味で、1つの文書を完全に保存するという事は、逆に言うと電子文書の場合は不可能だということになります。

オーストラリアでは、文書全体を保存するのではなくて、エッセンスを保存するんだというわけで、それはそのとおりなのでしょうけれども、何がエッセンスかということになります。技術的にはかなりのものまで保存はできるんでしょうけれども、これをやりますと、多分物すごい費用がかかるということになるわけで、どこかで割り切りが要るんだろうと思います。例えば、動画等々はあらかじめ文章だけにしてしまうとか、あるいは動画ぐらいまでは保存するかもしれないけれども、リンクなどというのは到底保存できないから、これはあらかじめすとか、どこかで何らかの割り切りが必要になるということになります。

次の原本性確保の問題ですけれども、保存した文書が一体全体どういう形で原本として保存されるのかということなんですが、勿論、御存じのとおり、電子認証のシステムとか何かいろんなものがこのごろできてはきているわけでありましてけれども、その電子認証などというシステム自体が10年後、20年後に今のシステムがそのまま使える保証などはどこにもないわけでごさいますと、そんなややこしいことをしますと、むしろ読めなくなってしまうという可能性だってあるかもしれないということでありまして。

すると、どうやって保存をするのか。オーストラリアでやっている一番簡単なのは、要するに閉鎖的なシステムの中にしまっておく。未来永劫、それが原本ですという形があるわけで、これが一番面倒はないわけでありましてけれども、ある種の凍結保存みたいなものを考えるというのも一つの考え方かもしれません。

次に、これも関係する問題でありますけれども、これが一番厄介な、移管時期の問題でありますけれども、要するに実際に情報が公文書館なり何なりに移ってくる時期というふうにお考えいただければいいわけですが、従来どおりの保存期間満了後に移管するというやり方をするとしますと、各省庁ごとに、先ほど申し上げたような長期保存のための措置を取っておいていただかなければいけない。メタデータをそれぞれきちんと付け、そして、ちゃんとXMLなり何なりに変換をして、ちゃんと媒体変換をしながらずっと、30年なら30年保存しておいていただかなければいけないということになります。恐らく、それは現実的ではないだろうと思われまして。

そうしますと、14ページ辺りに書いてございましてけれども、なるべく早い段階で長期保存の措置が取れるような形で集中管理のようなことを考える必要はないかということになります。何らかのそういう凍結書庫みたいなものなのでしょうか、そういうものをつくって、そこに大事なものはしまってしまうという必要が出てくるだろう。

その場合、これは先ほどの紙媒体の場合と同じですけれども、そこから先どうするか。まだ現用文書なわけですから、そこから先の、例えば情報公開等をどうするか、それから、原課での利用というのをどうするかという問題があるわけですがけれども、これは当然、考えなければいけない。

この場合、一つのアイデアですけれども、原課の方では写しを取っておいていただいて、それで情報公開等の対応、あるいは行政利用等の対応をしていただくという方法が考えら

れるのではないか。

これは、電子文書の場合は実は技術的には極めて容易であります。ただ、その場合、原課にある方と、凍結保存してある方、どちらを原本にするかというのは、考えどころということになります。

現在のシステムから言えば、現用文書ですから、原課にある方を当面は原本だということにしておいて、写しを凍結保存しておいて、保存期間が過ぎた段階でそちらが本物になるというような方法もあるかもしれないですし、そんな面倒なことを言わずに、最初から原本が移ってきて、そして写しを現実的に使うんだという方法もあるかもしれない。勿論、その場合の保存庫といいますか、そういうサーバーの管理を内閣府がやるのか、あるいは公文書館がやるのかという問題は残るところであります。

その場合、集中管理に移管をしなければならないわけですがけれども、評価選別の基準はきちんと決めておかなければならないのは当然のことです。

そういったところに移管する方法でありますけれども、これはいろんな方法があり得ます。16 ページに書いてありますように、紙あるいはマイクロフィルムみたいな「目に見える」ようなものに変換をして移管をするという方法もあるでしょうけれども、恐らく、これは大変で、多分、今後はやられていられないだろうというのは先ほど申し上げたとおりです。

それから、CD-ROMとかDVDといったものに落とし込んで、物理的に運んできて入れるという方法であります。オーストラリアなどはこれでやっております。

後に書いてある、次のページに「オンラインによる移管」というのがありますがけれども、これが一番簡単でよろしいわけですがけれども、当然のことながら、これはセキュリティーの問題が出てまいります。そこら辺のセキュリティーの問題がクリアできれば、勿論、オンラインによる移管ということも考えられるわけでしょうけれども、当面は目に見える形でCD-ROMなり何なりで持ってくるという方が現実的かもしれない。

オンラインで移管する場合にしても、オンラインで直接、保存用のサーバーにつなげるというのは危ないですから、多分、オンラインで移管してきたものを一遍取り出して、何も接続されていないサーバーに保管するという方向になっていくのではないかと思います。

19 ページを見ていただきますと、これは先ほど出てきた話でございまして、電子文書につきましても、実際に1つのところで集中管理をしないで、それぞれ原課に残しておいたままで管理権限だけ移行する。それぞれ長期保存の措置等々をやっていただいて、保存をきちんとやっていただき、その保存に何らかの形で内閣府なり国立公文書館なりが関与するという方法も考えられるわけですがけれども、これは先ほど触れましたように、事務経費の負担等々の問題とか、あるいは事務の振り分けの問題とか非常にややこしいことになる。多分、紙以上にそこら辺が混乱をするのではないかとこの御意見がございました。

最後に、論点4に参りますが、これはウェブ上の文書。例えば、ホームページなどに載っている文書等々であります。そういうものの中にも当然、歴史的に重要な文書と

というのがあって、そういうものをどうやって保存するかという問題がございます。

これにつきましては、実は国立国会図書館の方が既にウェブ・アーカイビングと称しまして、文書を集めて、そして保存をするということを少しずつ始めております。当然のことながら、国立公文書館と国会図書館が同じことを両方でやる必要はないわけですから、何らかの役割分担は必要なわけでありましてけれども、国立公文書館は国立公文書館として歴史的な文書を保存するという独自の観点というのがあるわけですから、その独自の観点で一定の方法は講じていかなければならないであろうということになります。勿論、そこでの一定の調整というのは必要になるかと思いますが、そこら辺の細かい点については、お読みいただければよろしいかと思っております。

いろんなことを申し上げましたが、いずれにいたしましても、とにかくやれることからやっていくしかしようがないと。先ほどちょっと申し上げましたが、何らかの形で、今、できるのはここまでだということに割り切って、そして、そのことから始めるというのが多分必要なのだろうと思っております。

オーストラリアの話をしていただきましたけれども、オーストラリアでもそんな大規模なことを現在やっているわけではないようです。杉本先生などの話を伺っても、やろうと思えば大した金も要らないし、技術的にも日本でも今すぐできる程度のレベルの話だというふうに言っておられる。

それをそのとおりやるかどうかはまた別の問題でありますけれども、ベストの制度などというのを考えていきますと、こういう発展途上の技術については切りがないわけで、今は割り切って、今の段階ではこのぐらいのことができるから、ここまでやっておきましょうということから多分スタートしなければいけないだろう。あとは、ちゃんとそれが継続して改善していけるような体制を整えていくということが必要になるであろうと考えておまして、そういう方向で何らかのとりまとめというのが3月までにできればと考えております。

何かわけのわからないことを申し上げましたが、以上です。

尾崎座長 ありがとうございます。何か大変難しい問題ですねと思っておりましたら、最後はかなり気楽にさせていただいて、ありがとうございます。

何か御意見ございませんか。

どうぞ。

三宅委員 今、国立公文書館は、今までの文書はたしかマイクロフィルムで保存されておりますね。それが、今日のお話だとマイクロフィルムではなくて電子データそのものとしての保管の方向がかなり強いと思うんですけれども、その辺の割り切りみたいなことはどういう、例えば古い紙媒体のものはマイクロフィルムだけれども、電子データそのものは将来にわたっても電子データで保管するというようなことは、もし電子文書を保管するということになる、公文書館としては対応されるような見極めでしょうか。

菊池国立公文書館長 そこはまさに、この懇談会の場で、マイクロフィルムで取ってい

るのは、1つは紙の媒体の、実際に使っている劣化をしたり劣悪な状況になってきているものについてマイクロフィルムに取っておけば非常に使いやすい。

もう一つは、アジア歴史資料センターに提供するようなものについて、もともとアジア歴史資料センターがデジタルアーカイブとしての性格を持っていますから、デジタル化して向こうに臨む。そういう形ですから、マイクロフィルムというのは、ある意味で言うと歴史的にも実証された安定的な媒体であるということで、これは非常に一つの形としてはいい保存形態だとは思っているわけで、紙のものについては、全てやる必要はないと思いますけれども、できるだけマイクロ化していく。デジタル化する場合にも、マイクロフィルムに取ったものをデジタル化するというワンステップとして当然位置付けられるものです。

ただ、おっしゃるように、ポーンデジタル、もともとデジタルでもってできている文書を今後どういう形でするかというのは、この懇談会なり、これからの御議論だろうというふうに方向性を決めていかなければならない。それをマイクロフィルムに落とし込むのか、デジタルはデジタルのまま保存するのかというところは、まだこれからの議論です。

山田委員 単純な文書の場合には、それこそ紙にプリントアウトして保存するという手もあるでしょうし、更にそれをマイクロフィルム化するというようなことをすると、実は選択肢は無数にあるわけでしょうけれども、デジタル文書の中にはおよそそういうことになじまない文書というのがいろいろこれから出てくる可能性があるわけで、そういうものをそもそもどうするかということで、そういうものはさっき言いましたように、保存せぬのだという割り切りをしてしまうんですと、ある意味で簡単で、電子媒体の保存などはやめてしまえという話で済むと言えれば済むわけですが、多分そうはいかないだろうというのが一つの出発点だろうと思います。

やはり、なるべくデジタルで残せるものは残すことを考えなければいけないという出発点があるのではないかと考えています。

三宅委員 もう一点よろしいですか。

今の政府の文書は、電子データでいろいろな文書をつくった後に、最終的には紙媒体のものが原本になっているんですか。例えば、裁判記録だと、我々は電子データにいろんなものをつくります。弁護士もつくっていますけれども、最終的には紙媒体のものを原本として取り扱っているような状態です。

これは今後どう変わるかというのはあるんですが、そうした場合に、今のお話に絡めたのは、紙媒体を最終的に常に紙媒体のものとして、原本として考えるなら、それはマイクロフィルム化するということは将来においてあり得る。その紙媒体を原本とするもの以外のものについては、言わばもうちょっと軽い感じで、中間書庫的なところに集めるということはあるのではないかとと思ひまして、16 ページの電子媒体とセットで移管するというので「移管方法」で「紙・マイクロフィルム等の非電子媒体への変換による移管」というところの兼ね合いが、電子データを電子データとして保管することと、原本としての

紙媒体の保管との関連はどうするかによって、取扱いのいろんなパターンが違ってくるのではないかと思うものですから、政府の文書というのは将来にわたって紙媒体がやはりベースになるんでしょうか。その辺が、将来の見極めがよくわからないので。

山田委員 そこは、もともと文書管理そのものの問題になってくるわけで、文書管理の問題として、紙媒体を基本に文書管理をこれからも考えていくのか、それとも、デジタル文書はデジタル文書としてとらえて管理していくのかという、その整理の問題に多分なっていくんです。

恐らく、それは文書管理の規定の中でこれからきちんと整理をしていかなければいけないわけで、両方あれば一番いいわけでしょうけれども、データが入っていると思ってプリントアウトを捨ててしまったら、データもなかったとか、その逆とかという話が起こって、それで物がなくなっていくというのが、多分、一番怖いんだろうと思います。

菊池国立公文書館長 文書管理で、紙によるというようなものを、例えば行政手続法などで紙によって相手に交付しなければいけないという、書面主義みたいなものを規定しているものが法律の中にもありますけれども、そうではなくて、電子データでいいというようなものというのはどの程度あるんですか。

戸塚総務省大臣官房参事官 今の点についてお答えいたしますと、今、政府の中では、いわゆる電子決裁というのを進めております。

進捗状況は各省によってまちまちでございますが、総務省はまさにそれを進めているところでございまして、私どもの行政管理局の中では、決裁文書のうちのかなりのものが電子決裁になって、そもそも紙のものは残してございませんので、電子データのまま保存しているというのが実態でございます。電子決裁も、徐々にですが、普及してくれば、これからはそういうものにかなり変わっていくのかなと思います。

山田委員 あえて、この中では触れなかったわけですが、今、総務省の方で文書管理の最適化計画というのをこれから立ち上げられるという話なので、多分、そういう中で、電子文書の取扱いの在り方とか、あるいはこちらとの関係で言えば、先ほどのメタデータなどの統一とかがなされるということができれば、一番いいのかなとは考えています。そこについても、この懇談会からも何か申し上げることがあれば、それがいいのかとは思っております。

戸塚総務省大臣官房参事官 文書管理につきましては、勿論、各省庁が責任を持ってやっているということで、各省庁がそれぞれの文書管理規程を持って管理をしているというのが実態でございます。また、電子政府という大きな政府の取組みの中で、文書管理を電子的にやるということで、各省庁においていわゆる文書管理のシステムをつくってまいります。

今のお話は、これらがいろいろ各省によってばらばらになっておりますので、これを各省庁横断的に見たときに、より効率的なものにしようということで、言わば電子文書の管理システムの共通化を図っていったら、ひな形のようなものをつくっていただくことを

これからやろうとしております。来年度以降、具体的な計画を検討していくということになろうかと思えます。

尾崎座長 戸塚さん、イメージが湧かないんだけど、局議とか省議とかというのはどうやるんですか。皆さんに文書をお配りして議論しますね。そのときは紙にしているのではないんですか。

戸塚総務省大臣官房参事官 局議は、勿論、紙でやっております。

私のところには、プロジェクターみたいなのがございますので、小人数の会議ですと、そこにパソコンでつないで、壁に映した画面を見ながらみんなで議論するというようなことを頻繁にやっております。

ただ、局議になりますと、省内の方にはディバイドがございますして、幹部の方もごらんになりますので、ちゃんと紙をお配りして、お手元の紙を見ていただきながら説明するというやり方になっております。

尾崎座長 見ないと安心できない気がしますね。私なども、紙になっていないと何だかちらちらしてよく見えないので。

山田委員 ここでも、せっかくパワーポイントでつくっていただいていますけれども、紙のプリントアウトが配られています。

尾崎座長 だから、実際に、例えば局長に決裁をもらうというときに、決裁を紙ではなくて、電子決裁というのはどういうことなんですか。

戸塚総務省大臣官房参事官 簡単に申しますと、電子文書の決裁のシステムができておりますので、起案者がパソコンを用いて決裁文書をつくりまして、それを順次、LANを通じて決裁権者の人たちに回して行って、その方たちがパソコンを用いて決裁印を押して行って回していく。今、局長までの決裁は、私どもの局の場合でございますけれども、ほとんどそれになっております。

尾崎座長 例えば、局長のパソコンに出てくると。

戸塚総務省大臣官房参事官 まず、メールでそういうものが参りまして、それを開くと電子決裁の画面が出てまいりますので、そこにいろんな文書が添付されていて、局長ぐらいですと事前に説明をしていたりするんですけども、それで最終的な御確認をしていただくということです。

もう一つ、私どもでは、そういうことをやっておりますので、最終的な決裁権者を非常に限定したものにしております。局内の決裁ですと、今までですと5段階、6段階でやっておりましたが、大体、原則3段階ぐらいということでやっております、そのほかの方には供覧という形で、今、こういう決裁が流れておりますという説明を回付しております。

尾崎座長 回ってきた文書を赤鉛筆で直すというのが楽しみな人がいるでしょう。そういうのは。

戸塚総務省大臣官房参事官 勿論、修正してまた元に戻すということは、電子決裁上も

できるようなシステムになっております。

尾崎座長 電子決裁で直してしまうんですか。

戸塚総務省大臣官房参事官 直すこともできるようになっております。

尾崎座長 やはり、さっき三宅委員がおっしゃったように、何かどこかで紙になっているような気がするけれども、そんなことはないですか。

戸塚総務省大臣官房参事官 最終的な成果物としての意思決定を行った決裁文書は、私どものところでは紙では残してございません。

ただ、各省のもので徐々にですが、やられているものの中にはそういう動きというものがあるかもしれませんが、便宜上、どうしてもそういう紙のものを残しておきたいという要請があるかもしれませんが、そこは運用はさまざまなものかもしれません。

尾崎座長 例えば、総理の国会答弁などというのを各省庁で打ち合わせますね。あれは、昔、時間がかかって大変だったけれども、あんなのはメールでやったりしているんですか。

戸塚総務省大臣官房参事官 メールでやる部分もあると思います。

それから、今は法令の協議というのは、霞が関 WAN 上で法令協議ができる掲示板のようなものがございまして、それを各省が見て、必要に応じて自分の省にダウンロードして、チェックをして意見を言ったりというようなことも行われるようになってきております。

今までの法令協議ですと、大部な法令の案を各省にコピーして配って、それで協議するというのをやってございました。一番、大規模にやったのは中央省庁改革のとき、大変なボリュームの法案でございましたので、それはまさに、今、申し上げた霞が関 WAN 上に掲示板を設けまして、そこに各省からアクセスして見ていただいて、それで協議をして、意見を言っていたというようにやりました。意見も、今はほとんどメールでやりとりしており、ややこしくなってくれば電話等でやり合うこともあるかと思っております。

尾崎座長 まだ 15 分ほど時間がありますので、後藤委員の方も含めまして、何か御感想があったら、どうぞ。

後藤委員 私は、紙媒体、電子媒体は基本的に同じに扱うというのがいいという考え方です。言い換えれば、電子媒体も紙媒体並みになれば、それで十分なのではないかと。これは、宇賀先生がある研究会の中間報告を書かれて、電子文書の原本性、その他、いろいろきちんと議論をされて、一つの結論を出しておられます。あの中間報告の形で電子媒体、紙媒体を共通に文書管理できるような仕組みを考えるのが一番いいのではないかと考えているわけです。具体的なことは、特に電子媒体については素人ですので、よくわからない点もあるのですが、これは宇賀先生の方が詳しいと。

尾崎座長 宇賀先生どうぞ。

宇賀委員 以前、総務庁の時代ですけれども、共通課題研究会というのがありまして、幾つか大きな課題があったんですが、その一つが電子文書の原本性の確保ということだったんです。そこで、まず原本性の確保の問題を議論するときに、そもそも電子文書の原本とは何かというところから議論しまして、相当議論がありましたが、結局、原本そのもの

については考え方が非常に分かれました。

電子文書でも、紙と同じように原本があるんだという考え方と、そもそも電子文書になった場合には原本が1つという考え方自身が適切でないという意見もありました。全く同じものができるわけですから、もし原本という言葉を使うのであれば、そもそも原本が複数あってもいいのではないかという考え方もあって、そこは研究会の中でも意見が分かれたんです。

法律では原本という言葉は使っている例はありますけれども、原本を定義したものは一つもないんです。ですから、電子文書の原本性の確保の問題を議論するときに、原本を定義しなければ原本性の確保の議論はできないというものではないだろうということになりました。結局、そこでは電子文書の原本性の確保をどういうふうに理解したかということ、要するに電子文書であっても紙文書と同じような機密性が保たれているとか、完全性が確保されていると、それを確実に見ることができるような、そういう状態になっているか、すなわち見読性が確保されているか、そういうふうに機能的にとらえて、電子文書であっても紙文書と同じような状態が確保されれば、それをもって電子文書の原本性の確保というふうに見ることとしよう。では、そのためにどういう方策が必要かという視点から議論をしていったんです。

訴訟になったときに電子文書だけしかない場合については、結局、民事訴訟であれ、刑事訴訟であれ、裁判官の自由心証主義でその信憑性を判断することになりますので、原本性確保方策がしっかりと講じられていれば、裁判官の自由心証にお際し大きな影響を与えることになるだろうというふうな結論になりました。

政府も今、電子政府を標榜していて、そして、またペーパーレス化を標榜しているという時代です。それから、先ほど行政手続の話も出ましたけれども、行政手続オンライン化ができたために、一部対面でやらなくてはいけないものとか、現物が必要なものは例外として別表の方に挙がっていますけれども、基本的には行政手続自身も、実際に利用されているかは話が全然別なんですけれども、法制的にはオンライン申請・届出はほとんど可能になっている状況ですので、今後はやはり、デジタル文書はデジタル文書として保存するという方向で考えていかざるを得ないのではないかという感じを持っています。

尾崎座長 そのままで。 官房長、何か総括的に御感想はありますか。

山本内閣府大臣官房長 非常に広範かつ難しい問題で、いずれにしても内閣府は電子決裁というのは私はまだ見たことがないという感じがしたことがお恥ずかしいんですけども、ただ、やはり残していく文書というのが最初の意思決定の文書というものと、それ以外の、座長がちょっとおっしゃいました、検討過程におけるいろんな広範な関係者のそういう検討過程の文書というものとありまして、長い目で見たときに、そういったものをどういう具合に考えていくのかというような問題がやはり背景にあるのかなと。特に電子文書などという話になりますと、そういう感じが非常に強くなります。

尾崎座長 たくさんつくりますものね。

山本内閣府大臣官房長 パソコン時代になって、本当に膨大な文書をつくっていますので、そこら辺りの検討過程のいろんな段階の文書ということになると、非常にレンジが広がります。

山田委員 後藤先生が、紙並みにとおっしゃいましたけれども、なかなか紙並みに電子文書を残すというのは、容易なことではないんだろうと思います。

尾崎座長 どうぞ。

三宅委員 両委員の報告をお聞きしていて、どういうふうに整理するのか、ちょっと考えているんですが、物理的な中間書庫にすると、規模の問題とか、霞が関からの距離の問題があるというので、それこそ余り遠くに大きなものはできないとなると、紙媒体のものとして保存する文書の容量は決まってくるんですね。そうすると、おのずとそれだけではできないという限界がどうもあるような感じはするんですが、かと言って何もないと、今までどおり各省庁に権限的な中間書庫だけがあるとすると、文書管理をちゃんとやろうという意識みたいなのが改まるかどうか、ちょっとわからないんです。

だから、そうだとすると、ある程度の近場で、何がしかのものを、目に見えるものを一つつくる方向というのはあり得るのではないかと。

尾崎座長 そう書いてありましたね。

三宅委員 そのときに、多分、物理的な中間書庫に移す予備的な文書が各省庁に保管されると、これは言わば権限的な中間書庫のものが物理的な中間書庫と付随してあり得るような形態に持っていくのが、紙媒体の文書の保存としては一番いいような気がするんです。

それから、電子文書としては、私もいろいろお聞きすると、各省庁でフォーマットの違いがあるとか、文書の保存の管理というのが統一的でないですから、それが将来的に本当に全部統一的になるのか。それから、電子文書化のレベルも違いますと、そういうものが全部統一的になるのはなかなか待てないとなると、今、電子媒体の文書を電子媒体として残すとすると、それをフォーマットを統一して1か所で保存する有効性みたいなのは多分あると思うんです。

だから、先ほどお聞きしたのは、一応、電子文書を電子文書として保存するというのを前提にしているんですが、それも物理的な中間書庫の中に電子文書の保存の部署みたいなものをつくって、そこで統一的に保存して、いろんなフォーマット、それから変更が時代とともに来るとは思いますが、それでもなおかつ耐え得る。たしか、カナダに行ったときに、いろんな文書を閲覧する機械とか装置とか、器具を全部保存しておりましたけれども、そういうことができるのは、やはり1か所にそういうものを集めておかないとなかなかできないのではないかなと思うので、そういう電子文書の統一的なフォーマットによる保存ということの観点からも、何がしかの物理的な中間書庫を持つておく必要はあるのではないかなと思うんですが、それは予算と規模、距離等々によるとは思うので、どういうものができるのかはわかりませんが、やはり何かそういうものを基軸において議論を更に深めていただく方が何となくまとまるような感じがするんですけれども、これは全く個人的な、

今、思い付きの意見です。

尾崎座長 確かに、いろんな意味で規格の統一みたいなことは一番最初に着手すべきかもしれませんが。さっきのメタデータというようなものなどは、本当にきちんと決めなくてはいけないのではないですか。

ただ、中間書庫というのは、最終的に公文書館に行くとか、廃棄になるとか、中の文書がだんだん卒業していくわけですね。だから、そんなにどこまでも多くなるというものではないですね。それで、今の財政事情から言って対応できないものになってしまうのかどうかですね。どうですか。そんなことはない。

菊池国立公文書館長 いや、そもそも中間書庫にどういう文書を入れるかというのは、保存年限が相当長いもので、各原局に置いておいたら途中で散逸したり、なくなったりするかもしれない。その間の管理というのは大変ですというようなものですから、30年保存のものとか、10年保存とかという、かなり長期間保存のものの保存期間がある程度経過したところで中間書庫に移送して、最終的には公文書館に移管するか、廃棄するかというところを、その段階で少し熱を冷ましませうという話ですから、そもそもそこに来るものというのは保存年限の相当長いものから入ってくるということになると、そう文書の中で全部が入ってくるということはないんだろうと思うんです。

ですから、ある程度、限定されているのかなという感じがしますから、そんなに膨大な量のものではないですし、各国の情勢を聞いても、レコードセンターみたいなところに入ってきたものの中で、公文書館の中に実際に入っていくものというのはどのくらいかというと、そんなに比率は高いわけではないということですから、中間書庫そのものは、そんなに大きなものではないのではないかと感じがします。ましてや、当面、中央省庁のものにすると。

ただ、最近、例えば建設局ですか、ああいうところの権限を地方支分部局におろそうというような形で、本省ではなくて地方においている権限みたいなものがあって、そこで許認可をやったりした場合の記録で重要なものがどういう形で入ってくるかということを考えておかなければいけない問題があると思います。

尾崎座長 時間が参りましたが、研究会の皆さんの御意見が拡散しているというお話でしたが、この懇談会もまだ拡散したままかもしれませんけれども、各委員の皆さんの御意見を、お二人の報告委員の方より研究会にお伝えいただきまして、残された今後の検討に反映していただければ幸いです。

以上で、本日の議題は終了させていただきたいと思います。

次回の懇談会につきましては、日程を調整いたしまして、後日御連絡させていただきます。

本日の議事要旨につきましては、速記録ができ上がり次第、各委員に御紹介いたしたいと思います。

本日は、お忙しいところありがとうございました。